

福岡県公報

平成23年11月11日
第3327号

目次

告示(第1825号-第1837号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 解除に係る保安林の所在場所等 (森林保全課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4

公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 5

正誤

- 国土利用計画法施行令第9条第1項の規定による標準価格の判定公告(平成23年9月21日福岡県公報第3307号増刊①公告)中正誤 6

- 一般競争入札の実施(平成23年10月21日福岡県公報第3318号公告)

中正誤 6

- 目次(平成23年10月24日福岡県公報第3319号)中正誤

..... 6

告示

福岡県告示第1825号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	本郷基山線 停車場	前	小郡市吹上1014番3先から 小郡市吹上1017番1先まで	8.5 ～ 11.5	95.0
			後	小郡市吹上1014番3先から 小郡市吹上1017番1先まで	9.5 ～ 11.5	95.0

福岡県告示第1826号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字落合472の5、473の5
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	芹田丸線	前	宮若市芹田98番1先から 宮若市芹田98番1先まで	7.2 ～ 12.4	52.8
			後	宮若市芹田98番1先から 宮若市芹田98番1先まで	7.2 ～ 12.4	52.8

福岡県告示第1828号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ前原店

- (2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目148番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1829号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ筑前店
(2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町東小田字古川原1516番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1830号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月28日農林水産省告示第271号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
N P O 法人仁王丸
- (2) 代表者の氏名
田中 和義
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市北野町仁王丸224番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市及びその周辺地区の地域住民の、高齢者、障害者等の生活支援及び生きがいづくり、並びに快適な住環境及び良好な社会環境づくりを推進し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1832号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人学童保育協会
- (2) 代表者の氏名
楠 凡之
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1543番地の2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、学童保育指導員（放課後児童指導員）等に対して(1)学童保育指導員に求められる専門的な力量を培っていくための研修事業の実施、(2)学童保育指導員に求められる指導力量を系統的に培っていくための総合的な教育課程に基づいた学童保育指導員の資格の認定講習の実施、(3)有資格者を配置する学童保育所の運営事業の実施、(4)資格取得後の継続的な研修や相互学習の機会の保障に関する事業を行ない、学童保育所の子ども達だけでなく、すべての児童の豊かな生活世界の保障に寄与する取り組みを進めることを目的とする。

福岡県告示第1833号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する要措置区域
春日市須玖北三丁目3番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31

条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

福岡県告示第1834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	三池港線	前	大牟田市四山町9番30先から 大牟田市浪花町12番1先まで	6.0 ～ 19.7	1,286.7
			前	大牟田市新港町1番199先から 大牟田市浪花町12番1先まで	22.3 ～ 56.0	1,630.0
			後	大牟田市四山町9番30先から 大牟田市浪花町12番1先まで	6.0 ～ 19.7	1,286.7
			後	大牟田市新港町1番199先から 大牟田市浪花町12番1先まで	22.3 ～ 56.0	1,630.0

福岡県告示第1835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	三池港線	大牟田市新港町1番243先から 大牟田市浪花町12番1先まで

福岡県告示第1836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	三池港線	大牟田市浪花町12番1先から 大牟田市三里町1丁目7番9先まで

福岡県告示第1837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	勝立線 三川	大牟田市三里町2丁目3番2先から 大牟田市三里町2丁目1番2先まで
-----	-----------	--------------------------------------

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「旧法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社藤善設備工業

(2) 所在地

福岡市東区八田一丁目7番32号F S Kビルド1号館

(3) 代表者

代表取締役 藤根 義法

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年10月28日

4 処分の理由

事業者の役員が旧法第14条第5項第2号イに規定する旧法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が旧法第14条第5項第2号ニに該当し、旧法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
23・9・21	3307 増刊①	公告		39				表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水道 ガス 下水</div> ○ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水道 ガス 下水</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水道 ガス 下水</div> ● <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水道</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ガス 下水</div>
				92					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">糟屋郡篠栗町 大字尾仲字大柳517番 1</div> ○ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">糟屋郡篠栗町 大字篠栗字山崎4655番10</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">糟屋郡篠栗町 大字尾仲字大柳517番 1</div> ● <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">糟屋郡篠栗町 大字篠栗字山崎4655番10</div>
				96					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北西 5 m 町道</div> ○ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北西 7.6m 町道</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北西 5 m 町道</div> ● <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北西 7.6m 町道</div>
23・10・21	3318	公告		12		○	7		○ 更生	● 更正
23・10・24	3319	目次		1	○		後から 7		○ 平成23年度	● 平成22年度